

○那覇市道路反射鏡設置基準

(目的)

第1条 この基準は、道路反射鏡の設置に関し必要な事項を定めることにより、その適切な運用を図り、もって交通の安全に資することを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この基準において「道路反射鏡」とは、那覇市道路の構造の技術的基準等を定める条例（平成25年3月29日条例第3号）第33条に規定する他の車両又は歩行者を確認するための鏡であつて、市が設置し、又は管理するものをいう。

2 この基準において「認定道路等」とは、市の管理する道路をいう。

(設置場所の基準)

第3条 道路反射鏡は、次の各号のいずれかの場合に該当し、かつ、市が交通状況、交通量その他の状況を総合的に勘案して必要と認める場合において、当該各号に定める場所に設置することができる。

- (1) 単線の屈曲部で曲線半径が小さく見通しが悪い場所。(別図第1の例)
- (2) 隅切りがない、又は十分な隅切り長（3m以上）がなく見通しが悪い交差点。(別図第2の例)
- (3) 必要な隅切りが設置されているが地形的に高低差が大きい交差点や直前にカーブがあるなど見通しが十分とれない交差点。(別図第3の例)
- (4) その他車両を停止しても十分な見通しが確保できない場所。

(例外的許可)

第4条 私道から認定道路等に出る際に、前条に準ずる場所かつ次の事項に該当する場所において、自治会等が市から許可を得て、例外的に設置することができる。

ただし、私道及び個人有地に設置が困難な場合に限る。

- (1) 私道で10戸以上又は10台以上の駐車場があり、認定道路等に出る際に見通しが悪いと認められる場所。(別図第4の例)
 - (2) 私道の両端が認定道路等に接続しており、通り抜けができる場合で見通しが悪いと認められる場所。(別図第5の例)
 - (3) 袋路状道路及びU字型引き込みの私道が認定道路等と接続し、その延長が35メートルを超える場所。(別図6、別図7の例)
- 2 前条及び同条第1項の規定に該当しないが、次の事項を満たす場合においては、自治会等が設置することを許可することができるものとする。
- (1) 認定道路等に設置されている電柱等に添架すること。
 - (2) 電柱等の設置者から添架の許可を受けること。

(設置位置)

第5条 道路反射鏡の設置位置は、歩行者及び車両等の妨げにならない認定道路等とする。

2 次の事項に該当する場合は、当該認定道路等以外の位置に設置するものとするが、土地所有者または管理権限を有する者の同意書(様式1)が得られ、無償で使用できる場所とする。

- (1) 道路の幅員、構造等の理由により設置できない場合。
- (2) 周辺の土地利用状況の妨げとなる場合。

(設置及び管理)

第6条 市は、第3条の規定に該当する場合には、道路反射鏡を予算の範囲内で設置し、管理するものとする。

2 第4条の規定に基づき、自治会等が設置した道路反射鏡にあたっては、設置したものが管理するものとする。

3 市以外の者が設置した、管理者が不明な道路反射鏡であって、現に公共の用に供され、かつ、市が管理することが合理的であると認められるものは、市が維持管理を行うことができる。

(移設及び撤去)

第7条 移設及び撤去については次の事項のとおりとする。

- (1) 第5条第2項により設置した道路反射鏡の移設要望があったときは、市が当該移設を行う。
- (2) 開発行為等のため、道路反射鏡の移設要望があったときは、原因者において移設する。
- (3) 一般住宅建替え等のため、近隣土地所有者により道路反射鏡の移設要望があったときは、原因者において移設する。
- (4) 原因者において移設を行う場合、道路法第24条の申請をし、承認を受けて行うこと。
- (5) 市は、道路環境の変化等により、設置した道路反射鏡が第3条の設置基準に該当しないと認めるときは、当該道路反射鏡を撤去若しくは更新時に再設置しないものとする。
- (6) 自治会等は、道路環境の変化等により、設置した道路反射鏡が第4条の設置基準に該当しないと認められるときは、当該道路反射鏡を撤去若しくは更新時に再設置しないものとする。

(費用負担)

第8条 費用負担については以下のとおりとする。

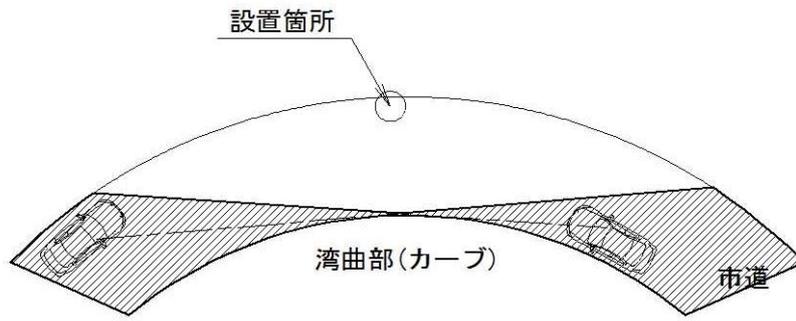
- (1) 第4条の規定に該当する場合、原因者の負担で設置する。
- (2) 第7条第1項第1号の場合においては、市の負担とする。
- (3) 第7条第1項第2号の場合においては、原因者の負担とする。
- (4) 第7条第1項第3号の場合においては、原因者の負担とする。

附則

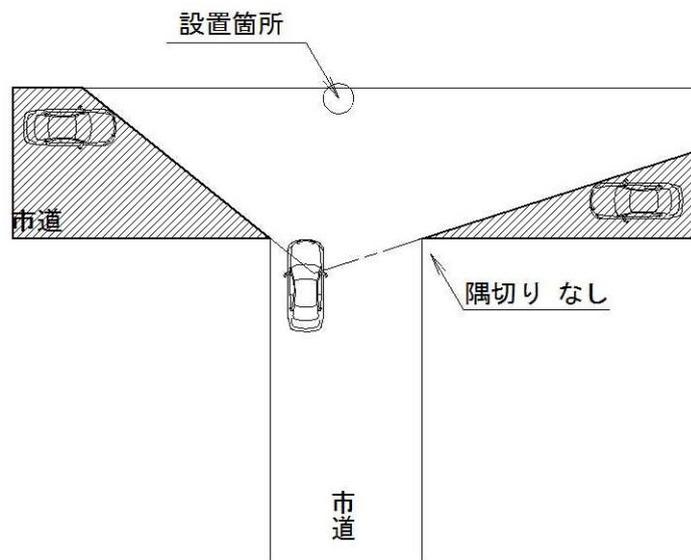
この基準は、平成25年8月1日から施行する。

この基準は、令和2年4月1日から施行する。

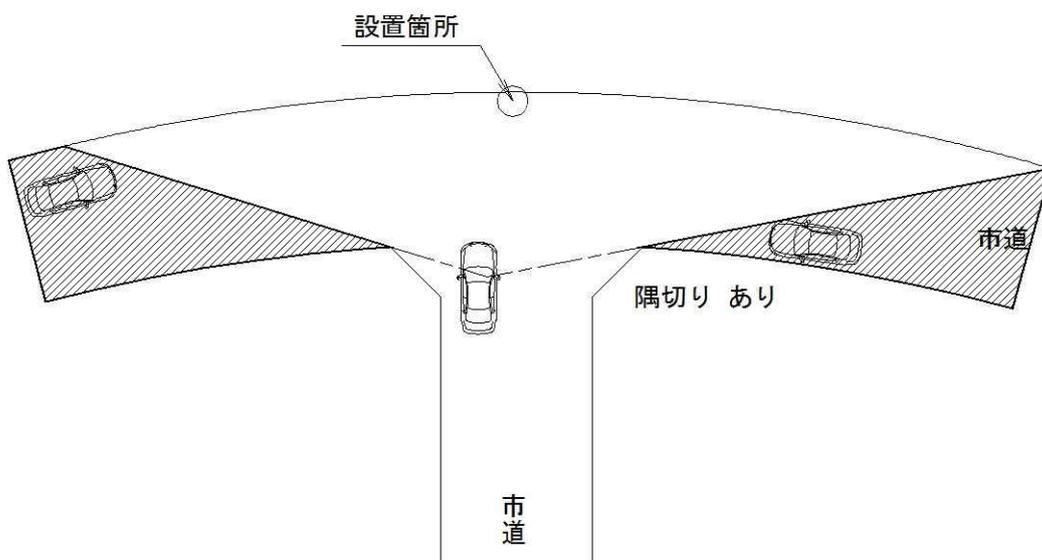
設置例



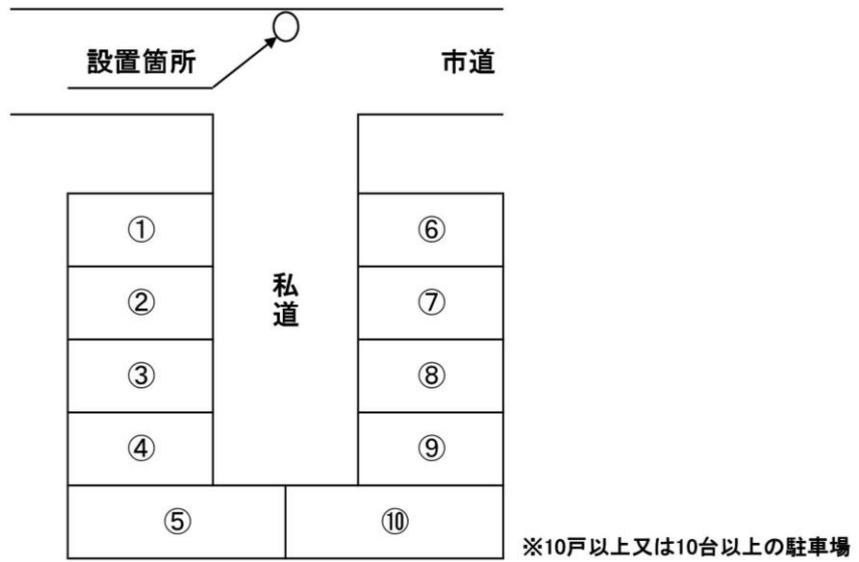
別図第 1 湾曲部及び屈曲部



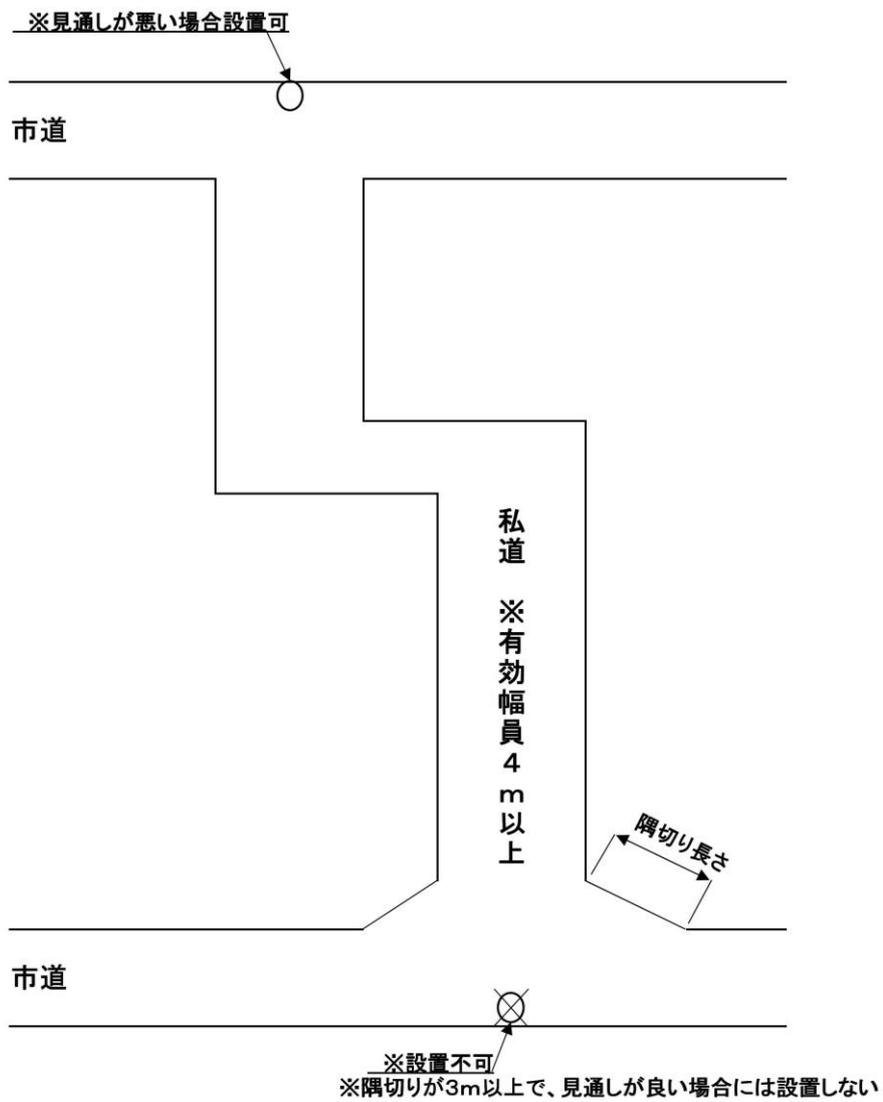
別図第 2 隅切りが無い交差点



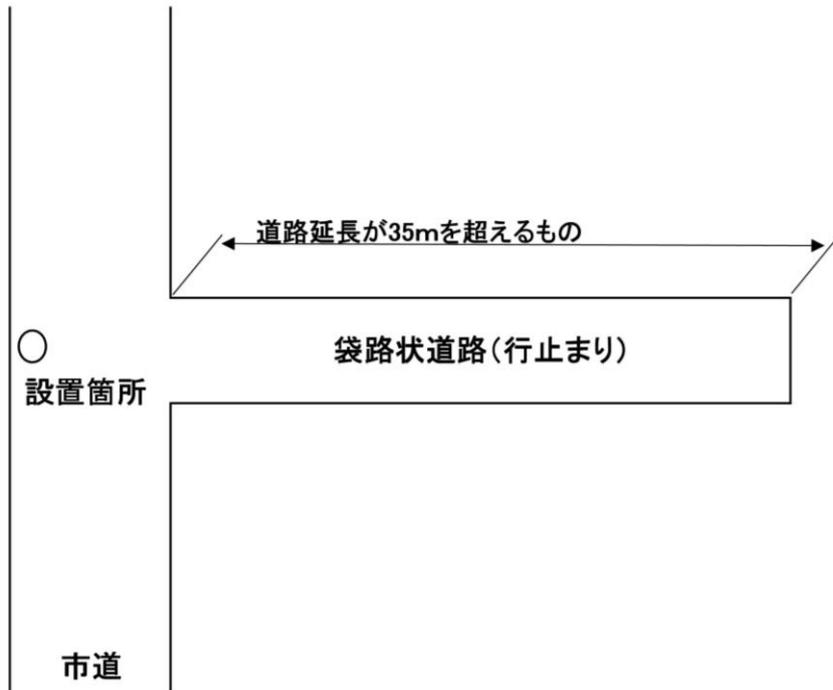
別図第 3 隅切りがあるが、地形的に見通しが悪い交差点



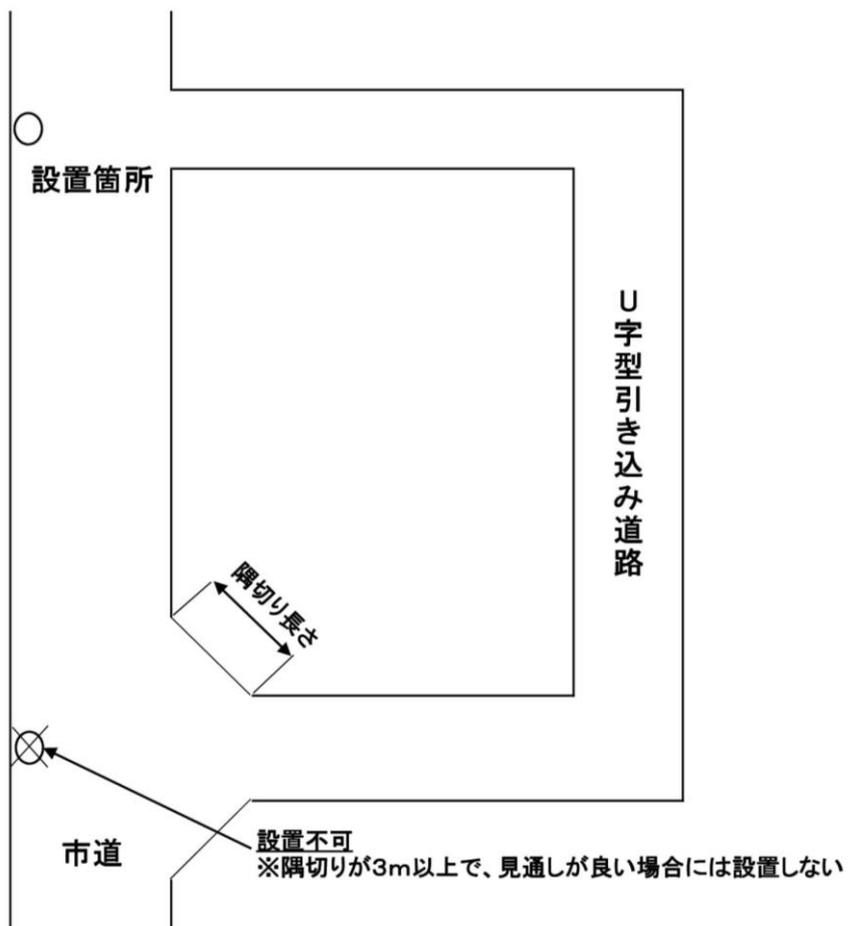
別図第 4 私道から市道に接続する箇所



別図第 5 市道と市道を接続し、通り抜け可能な私道

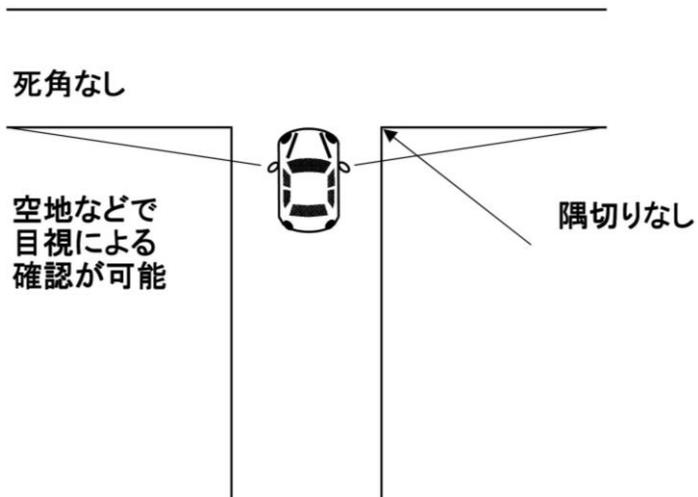


別図第 6 袋路状道路(道路延長 35m 超)

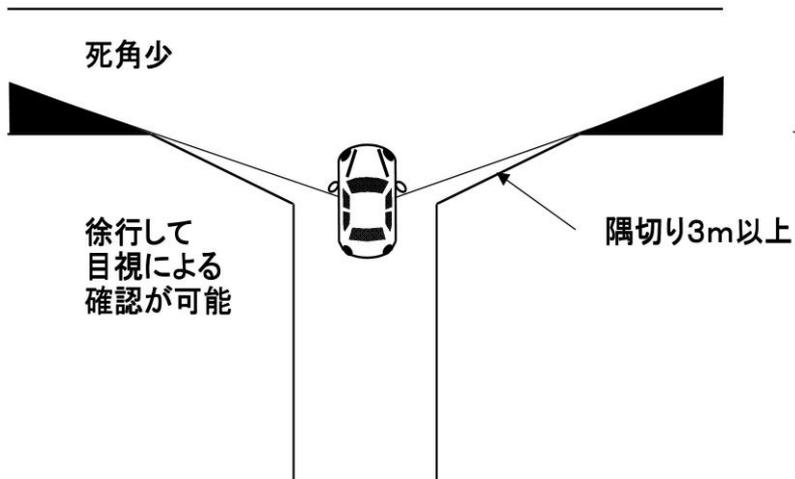


別図第 7 U字型引き込み道路

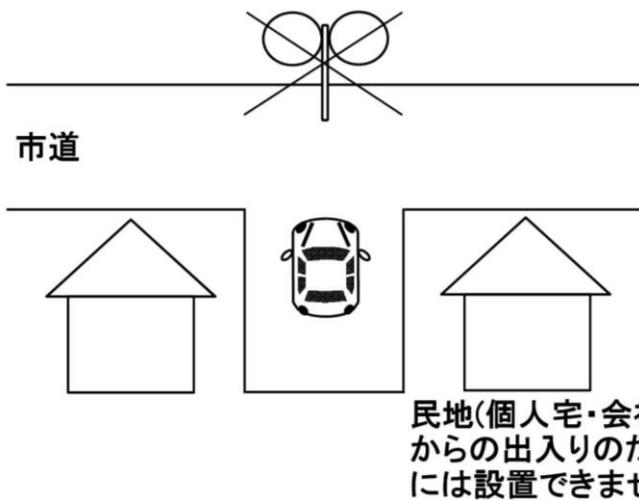
設置しない例



隅切りはないが、見通しが可能な場合

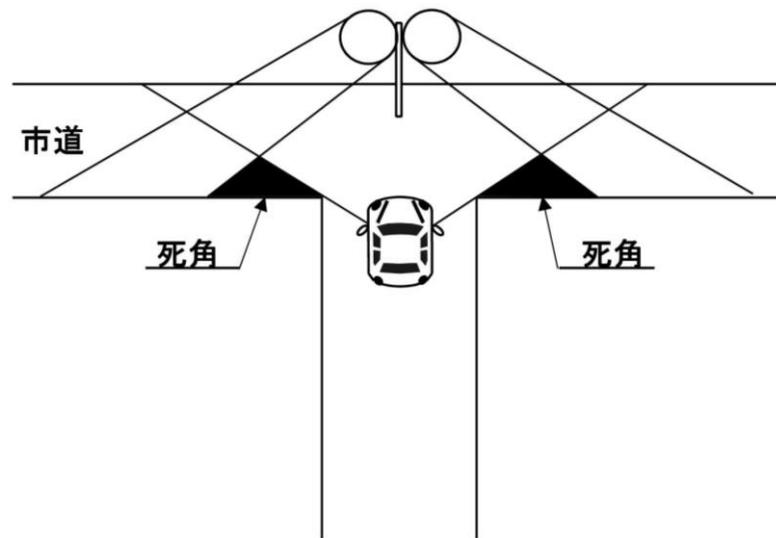


隅切り（3m以上）があり、徐行して目視による確認が可能な場合



民地（個人宅・会社）からの出入りのためには設置できません

道路反射鏡での確認について



道路反射鏡は、交差点等における安全確認のための補助施設であり、その鏡面には必ず死角が生じるなどの短所もあることから、交差点通行の原則は目視による安全確認が義務となっています。

道路反射鏡があるからといって一時停止や目視等を疎かにせず、交通ルールとマナーを守った運転によって交通安全につながると考えておりますので、市民の皆様のご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

様式第 1 号

令和 年 月 日

那覇市長 殿

道路反射鏡設置同意書

那覇市が下記の道路反射鏡を設置することについて同意いたします。

記

設置場所 那覇市
※見取り図別紙参照

設置物件 道路反射鏡(面 基)

設置形式 独立柱(基礎コンクリート含)

以上

土地の所有者又は占有者

住所

氏名

印